

施策の柱3 地域住民がともに支え合う地域づくり

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しており、令和2年4月に1か所を増設し、現在、5か所（勝田第一中学校区・大島中学校区・西部・東部・北部）で運営しています。また、市民にもわかりやすく、親しみやすいセンターとするため、平成23年4月からは「おとしより相談センター」という通称名にしました。

地域包括支援センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等）が配置され、互いに連携し一体的に業務を行う体制となっています。

業 務	内 容
介護予防ケアマネジメント	<p>要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等が地域において自立した日常生活を送れるよう、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>居宅介護支援事業所に業務の一部を委託している利用者については、介護予防サービス計画原案の内容の妥当性の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を実施し、業務が適切に行われるよう指定居宅介護支援事業所に対し、助言・指導等を行う。</p>
総合相談支援業務	<p>①実態把握 医療機関や民生委員児童委員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者等、様々な機関や関係者と連携し支援を必要とする高齢者等を把握する。</p> <p>②総合相談業務 相談内容を的確に判断し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切なサービスにつなぐ。</p> <p>③地域におけるネットワークの構築 高齢者に関わる医療・介護サービス関係者や地域の方々等、多くの関係者の協力が不可欠であるため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に努める。</p> <p>継続的な支援を必要とする高齢者について、適切な対応が図れるよう関係者と連携を図りながら、状況の把握や支援を行い、常に情報の共有を意識し、必要に応じ個別支援会議等を開催し、支援経過の確認や再発防止等を図る。</p>
権利擁護業務	<p>認知症や虐待等により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携し高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行う。</p>

業 務	内 容
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備 高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種の相互協働による連携体制を構築する。 研修や事例検討会、ケアプランの振り返り等の実施により、介護支援専門員等の実践力向上を支援する。</p> <p>②介護支援専門員への個別支援等 専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースは、具体的な支援方針を検討しながら助言等を行う。特に、介護支援専門員が相談しやすい環境づくりや介護支援専門員から信頼を得ることが重要であるため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携を図りながら、相談等に対して、丁寧かつ継続的な支援に努める。</p> <p>③主任介護支援専門員との連携 「主任ケアマネのわ」での地域の主任介護支援専門員と協働。</p>

▶地域包括支援センター一覧

施 設 名	所在地	実施主体	担 当 圏 域	開設年月日
勝田第一中学校区地域包括支援センター (勝田第一中学校区おとしより相談センター)	金上	社会福祉法人 ひたちなか市 社会福祉協議会	勝田第一中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日 (令和 2 年度 名称変更)
西部地域包括支援センター (西部おとしより相談センター)	津田	社会福祉法人 北養会	勝田第二中学校区域 田彦中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日
東部地域包括支援センター (東部おとしより相談センター)	烏ヶ台	社会福祉法人 克仁会	那珂湊中学校区域 平磯中学校・ 阿字ヶ浦中学校区域	平成 22 年 4 月 1 日
北部地域包括支援センター (北部おとしより相談センター)	足崎	医療法人 博仁会	勝田第三中学校区域 佐野中学校区域	平成 27 年 9 月 1 日
大島中学校区地域包括支援センター (大島中学校区おとしより相談センター)	東石川	社会福祉法人 尚生会	大島中学校区域	令和 2 年 4 月 1 日

▶地域包括支援センターの設置数、相談支援件数

	第 7 期 実績値			第 8 期 見込量		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
センター数	4	4	5	5	5	5
総合相談実人数 (人)	1,708	1,800	983	2,000	2,100	2,200
総合相談支援延件数 (件)	7,356	7,634	4,050	10,000	10,500	11,000

※ 令和 2 年度は 9 月末現在。

▶5 地域包括支援センターの人員配置状況

	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
3職種配置（か所）	4/4	4/4	5/5	5/5	5/5	5/5
その他の職員配置（か所）	4/4	4/4	4/5	5/5	5/5	5/5

▶介護予防ケアマネジメント実施件数（年）

	第7期 実績値						第8期 見込量					
	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
包括	3,037	45.4	3,008	46.3	1,075	44.5	2,941	45.6	3,046	45.7	3,151	45.8
委託	3,653	54.6	3,478	53.7	1,343	55.5	3,504	54.4	3,614	54.3	3,724	54.2

※ 令和2年度は9月末現在。

▶地域包括支援センターの認知度（ニーズ調査より）

区分		知っている (利用あり)	知っている (利用なし)	知っている (名前のみ)	知らない	無回答
令和元年度 実施	全体	3.0	14.0	21.3	57.1	4.6
	健康状態・良い	2.0	15.5	20.3	56.1	6.0
	健康状態・悪い	6.1	7.1	15.2	59.6	12.1
令和4年度 目標値	全体	10.0	15.0	25.0	50.0	0

【今後の方針】

支援を必要とする高齢者にきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、下記等に取り組んでいきます。

- ①地域包括支援センターの更なる周知
- ②センターの機能強化及び人員体制の整備の検討
- ③民生委員児童委員協議会や自治会等、地域との交流の促進
- ④要支援者等に対し、適切なアセスメントの実施によるケアプランの作成
- ⑤増加するケアマネジメント業務に対応するため、外部委託を行いやすい環境の整備
- ⑥高齢者がより身近に相談できる機関となるよう、将来的に各日常生活圏域（各中学校区に1つが目安）への設置の必要性を検討

2 地域包括ケア推進事業（地域ケア会議の開催）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域の体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進するため、平成25年度より、以下の3つの会議を双方向の連携を図りながら開催しています。なお、検討結果等はひたちなか市高齢者福祉計画推進会議に報告し、それに対する意見・助言等は、地域ケア会議や小地域ケア会議にフィードバックしています。

①個別支援会議（地域包括支援センター主催）

民生委員や介護サービス事業者等、多種職が協働して支援方策を検討することにより、関係者間の連携がとれた有効な支援と高齢者の課題解決機能を強化することを目的に、必要に応じ開催しています。

②小地域ケア会議（地域包括支援センター主催）

8つの日常生活圏域（勝田一中，勝田二中，勝田三中，大島中，田彦中，佐野中，那珂湊中，平磯中・阿字ヶ浦中）ごとに、自治会長，民生委員，高齢者クラブ役員，薬剤師，介護サービス事業所職員，社会福祉協議会職員等，地域で活動している方々を構成員として，活動を通じた地域課題の抽出と解決方法の検討，地域の関係者等の相互連携，ネットワーク機能を高めること等を目的に会議を開催し，認知症や見守り等，構成員から提起された課題について話し合いを重ねています。

③地域ケア会議（市主催）

地域包括支援センター，社会福祉協議会，市の関係各課の職員等で構成し，小地域ケア会議で提起された課題等に対して，必要な取組の検討や関係機関の連携強化等を目的に開催しています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
個別支援会議（回）合計	8	4	2	5	5	5
一中学校区地域包括支援センター	0	0	0	1	1	1
西部地域包括支援センター	3	3	2	1	1	1
東部地域包括支援センター	1	1	0	1	1	1
北部地域包括支援センター	4	0	0	1	1	1
大島中学校区地域包括支援センター			0	1	1	1
小地域ケア会議（回）合計	32	29	中止	24	24	24
一中学校区地域包括支援センター	8	8	中止	3	3	3
西部地域包括支援センター	8	7	中止	6	6	6
東部地域包括支援センター	8	7	中止	6	6	6
北部地域包括支援センター	8	7	中止	6	6	6
大島中学校区地域包括支援センター			中止	3	3	3
地域ケア会議（回）	6	5	0	3	3	3

※ 令和2年度は9月末現在。

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため小地域ケア会議は全日程を中止、地域ケア会議は9月開催分まで中止。

【今後の方針】

地域包括支援センターと連携しながら各会議を引き続き開催し、地域課題の発見、解決を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 地域福祉推進体制整備事業（生活支援体制整備事業）

すべての住民が住み慣れた地域で誰もが支え合い、助け合う中で安心して生活を送るため、日常生活圏域（中学校区単位）において地域福祉課題について話し合うことで、地域住民がともに支え合う地域づくりを行っていくことを目的とした事業です。

（1）協議体

地域住民や市・市社協が協働して継続的に地域の実情に沿った福祉課題を話し合うとともに、地域における情報の共有・連携強化の場として協議体を設置します。

協議体は、市全域について話し合う第1層協議体、市内9つの日常生活圏域ごとに話し合う第2層協議体で構成されます。

【現状】

第1層

平成28年度に第1層協議体「地域福祉計画推進委員会」を設置

第2層

平成30年度に勝田二中学区に第2層協議体「二中地区ふれあい会議」を設置

【今後の方針】

日常生活圏域の地域活動の拠点であるコミュニティ等との協働により、引き続き日常生活圏域における第2層協議体の設置を進めます。

（2）地域福祉コーディネーター

地域の福祉資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等を行う地域福祉コーディネーターを市（第1層）、日常生活圏域（第2層）それぞれに配置します。

【現状】

第1層

平成28年度に地域福祉課内に第1層コーディネーターを配置

第2層

令和元年度に勝田二中学区に第2層コーディネーターを配置

【今後の方針】

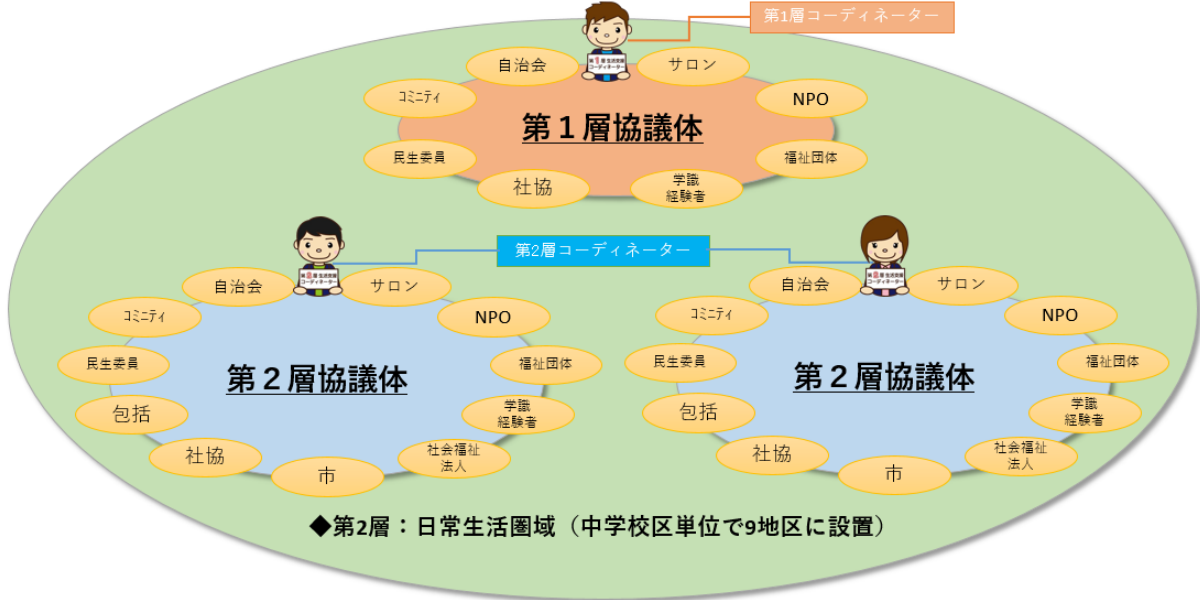
日常生活圏域ごとの第2層協議体の設置にあわせて、第2層コーディネーターの配置を進めます。

地域福祉推進体制整備事業（イメージ図）

◆協議体
 地域の多様な主体や市・社協が協働して、継続的に地域の実情に沿った福祉課題について話し合う場。第1層は市全域、第2層は日常生活圏域に設置（中学校区単位）

◆コーディネーター
 ① 地域の資源開発
 ② ネットワーク構築
 ③ ニーズと取組みのマッチングが主な業務

◆第1層：市全域（地域福祉計画推進委員会）



4 地域福祉活動の充実

(1) 高齢者相談員活動

市社会福祉協議会が実施している事業で、高齢者相談員（3名）が75歳以上のふたり暮らし高齢者世帯や日中独居者宅で希望される方を訪問し、悩みごとや生活上の相談に応じ、必要な場合は行政や地域包括支援センター等、関係機関と連携して対応を図っています。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
訪問延べ回数（回）	2,516	2,702	1,507

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

ふたり暮らし高齢者世帯等の相談に適切に応じられるよう関係機関等との連携等に努めていきます。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

普段の生活において手助けを必要とする方（利用会員）と、手助けができるボランティア（協力会員）を繋ぎます。利用会員の居住家屋内の簡易な清掃や片付け、食事の支度や後片付け、衣類の洗濯等を行います。会員間のコーディネートは市社会福祉協議会が行い、市民ボランティアが利用会員宅で活動を行います。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用会員数（人）	170	146	147	200	205	190
協力会員数（人）	225	240	230	250	270	300
利用件数（件）	2,203	2,274	798	2,310	2,430	2,670
利用時間数（時間）	2,739	2,906	963	2,880	3,020	3,170

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

協力会員の確保に努めるとともに、介護保険サービスとの住み分けを具体化し、必要な方に必要な手助けを提供していきます。

(3) 情報の提供

福祉に対する市民の理解を深めるために、各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等について、市報やホームページ、地域包括支援センター等を通じて情報提供を行っています。また、地域において「市政ふれあい講座」等も実施しています。

【今後の方針】

各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等、引き続き市民に対して情報提供を行い、福祉活動への参加啓発に努めていきます。

5 関係団体との連携

支援を必要とする高齢者等に対し、必要なサービスを的確に、効率的に、そして一体的に提供していくことが重要です。そのために、医療・保健・介護・福祉の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら活動していくことが大切です。

(1) 社会福祉協議会

ひたちなか市社会福祉協議会は、地域に密着した福祉活動の中心的な役割を担っています。地域に根ざした活動を行うため、全自治会を社会福祉協議会支部と位置付けて、地域の福祉活動に取り組んでいます。また、平成12年度からは、各介護保険サービスを提供しています。

民間福祉活動団体の中核組織である市社会福祉協議会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズの把握に努め、各事業の効率的運営を進めるとともに、社会福祉団体との連携を図っていきます。

(2) 自治会

自治会は、誰もが安全で安心して暮らせる住み良い地域社会をつくるために、関係機関と連携しながら、防災・防犯・交通安全対策の強化に努め、ひとり暮らし高齢者の見守りやサロン活動等を行っています。また、地域における諸問題の解決や住民同士の親睦と融和を図るための活動に取り組んでいます。令和2年9月末現在83の自治会があります。

自治会の地域福祉活動としては、敬老会等の開催の他、社会福祉協議会支部として、小地域ネットワークや緊急通報システムへの協力、高齢者のふれあい活動等を展開しています。高齢者を含む地域住民の皆様が安心していきいきと暮らせるよう、地域福祉の推進に取り組んでいます。

(3) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、常に住民の立場に立ち必要な援助を行うため、住民からの相談、生活状態の把握、福祉に関する情報の提供、関係行政機関の業務への協力等、社会奉仕の精神に基づいて活動を行っています。

民生委員は、地域における最も身近な相談窓口として、さらに、保健・福祉サービスや介護保険サービスにおける行政とのパイプ役等、地域福祉を推進する担い手としての役割が期待されています。

本市の民生委員は、定数246名で市内を8地区に分けて活動しています。

また、各地区で組織する民生委員児童委員協議会は、民生委員が保健・福祉サービスや介護保険サービスを十分に理解し、地域で活躍できるよう研修等の企画・運営を行い、活動の充実を図っています。

(4) 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者が住み慣れた地域で、親しい仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、楽しく語らい、健康づくり運動や趣味、教養学習活動、旅行、スポーツ等に取り組んでいます。

また、地域を豊かにする活動として、公園清掃等の社会奉仕や、児童の登下校の見守り、世代間交流等の活動を行っています。

(5) ボランティア

市内には多くの福祉ボランティア団体が独自の活動を行っています。また、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブ、小・中学校・高校、ボーイスカウト、ガールスカウト、商工会議所、企業等が地域福祉活動に取り組んでいます。

市社会福祉協議会では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行等、ボランティア活動がより一層活発に行われるよう支援しています。令和2年9月末現在、ボランティア活動センターへの登録団体数は85団体です。

(6) NPO法人

平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行後、市内のNPO法人の数は26団体（令和2年9月末現在）あり、まちづくりや介護、福祉、環境、教育、子育て、文化、芸術等の分野で活躍しています。

本市では、地域社会の課題やまちづくりに取り組む市民の交流活動拠点施設「ひたちなか市市民交流センター ひたちなか・ま」を、勝田駅東口にあるビル「win-win（ウィン-ウィン）」に平成24年4月に開設しています。この施設は、NPO法人と協働で運営しています。市民交流センターの2階にはサロン室（事務室）と多目的室、1階にはコミュニティギャラリーがあります。

6 在宅生活を支えるサービス

(1) 小地域ネットワーク事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者が、安心して生活できるような地域づくりを目的として、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、さりげない声かけや見守りをしながら、日常的な安否の確認等を行っています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ネットワーク数	867	858	839	898	918	938

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

今後も地域の理解と協力を得ながら、事業を推進していきます。

しかしながら、時代の流れとともに、見守る側の高齢化により担い手が見つからない等の課題が多く挙げられるようになったことから、自治会等と協議を行いながら、今後どういった形で運営していくことが望ましいか等、事業の見直しも含め検討していきます。

(2) 緊急通報システム事業

疾病の急変等、不慮の事態の時、身につけたペンダント等の操作で消防本部に通報することができるシステムです。70歳以上のひとり暮らしで要介護の認定を受けている方または重度疾病のある方を対象としています。

本市では、小地域ネットワーク事業と一体的に取り組み、緊急時の対応だけでなく、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

また、重度の要介護者（原則要介護3以上）や重度障がい者（障害手帳1級、2級、療育手帳④A等）と同居している場合も対象とし、事業の拡充を図っています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
端末設置台数（台）	297	284	271	400	400	400

※ 令和2年度は9月末現在。

区 分		第7期 実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
通報回数（回）※テスト通報を除く		183	144	74
内	救急車出動回数（うち誤報による出動）（回）	59（15）	42（8）	22（7）
	誤報回数（回）	104	95	46
訳	その他エラー等（回）	35	15	13
相談回数（回）※テスト通報を除く		33	82	86

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

現行の緊急通報システムには、“誤報による消防の出動”や“使用可能な回線の限定”等多くの課題があります。こういった課題を解決するために、令和3年度に機器の更新を行います。通信手段は、「コールセンター方式※」を導入する予定です。

また、多くの市民がより公平に緊急通報システム事業を利用できるよう、“介護認定の有無”や“小地域ネットワークの組織”を条件から外す等、対象者の条件緩和も検討していきます。

更には「遠隔による見守り」や「熱中症対策」等のニーズにも対応できるよう、オプション等も活用しながら、質の高い見守りができる機器の選定に努めていきます。

※「コールセンター方式」

利用者からの通報が、民間事業者が運営するコールセンターに繋がり、緊急的な対応が必要であると判断した場合に消防に繋ぐ仕組みのこと。

（3）ひとり暮らし高齢者台帳整備事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、地区の民生委員の協力を得て、緊急時の連絡先や生活状況等を調査後、台帳として整備し、必要時に活用しています。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
台帳登載者数（人）	4,580	4,834	5,201

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、継続して実施し、緊急時等における連絡先の確保に努めていきます。

なお、民生委員による調査頻度は、現在、「毎年の実施」としておりましたが、社会的背景等を考慮し、「2、3年に一度の調査」への検討を行っていきます。

(4) 配食サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者や二世帯，おおむね60歳以上の心身に障がいのあるひとり暮らしの方を対象に，バランスのとれた食事を月曜日から金曜日の夕食時に配達することで，栄養の保持と安否の確認を行っています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数(人)	181	173	128	190	210	220
延べ利用回数(回)	25,962	23,583	11,249			

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い，事業の必要性が高いため，継続して実施していきます。

なお，更なる利用率の向上のため，「希望曜日のみの配達」についても検討していきます。

(5) 愛の定期便事業

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に，乳製品を概ね1日おきに配布することで，健康の保持や孤独感の解消を図りながら，安否確認を行うサービスです。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	615	631	594	621	645	669

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

継続して実施しますが，ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする他のサービスとの併給の適否等，事業の推進方策について検討していきます。

(6) 福祉電話貸与事業

電話を保有していない所得税非課税世帯の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、緊急時等の通信手段の確保等のため、電話回線及び電話器を貸与しています。安否の確認や相談に応じるとともに、基本料金を助成しています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	19	19	16	18	17	16

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話を所有しない世帯は少なくなっていますが、被保護世帯等、低所得の高齢者支援のため、事業を継続して実施していきます。

(7) 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が困難で、かつ要介護認定が「自立」と判定されたひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活を送るうえで必要な指導及び支援を行っています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	3	9	2	6	6	6
利用延べ日数(日)	92	97	53			

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

事業の周知及び対象者の把握に努め、継続して事業を実施していきます。

(8) 家族介護者支援事業

①介護教室

ねたきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している家族や住民、並びに高齢者の介護に関心のある方を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等の知識と技術の習得を目的とした教室を開催しています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加人数(人)	316	209	0	320	320	320
実施回数(回)	17	10	0			

※ 令和2年度は9月末現在（令和元年度と令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した回があります）。

【今後の方針】

多くの参加が得られるよう事業の周知及び内容の充実に努め、継続して事業を実施していきます。

②介護慰労金支給事業

要介護3から5までに該当する要介護者を常時在宅で介護している方に対し、その労をねぎらうことを目的に、慰労金を支給しています。（要介護者及び介護している方が市民税非課税世帯に属していることが支給の要件）。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支給人数(人)	38	46	46	49	51	53

【今後の方針】

介護をしている方の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知を図り、継続して実施していきます。

③介護マーク配布事業

介護者や付添者が、異性のトイレに付き添う場合や異性の下着等を購入する場合等に誤解等を持たれないようにするため、茨城県が平成 24 年に介護者等が使用する「介護マーク」を作成し、本市では同年 10 月から配布を始めました。

区 分	第 7 期 実績値			第 8 期 見込量		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
配付枚数 (枚)	35	14	11	15	18	21

※ 令和 2 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

引き続き介護者等に「介護マーク」の配布について周知を行うとともに、施設や店舗等への事業の周知・啓発に努めていきます。

(9) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業

要介護 3 以上の要介護認定を受け、在宅でおむつを必要としている方に、おむつ購入助成券を交付しています。

区 分	第 7 期 実績値			第 8 期 見込量		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
交付人数 (人)	1,076	1,097	873	770	805	840
利用枚数 (枚)	7,739	8,442	3,847			

※ 令和 2 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

事業利用の必要性が高い方の利用を促進するため、国の指針等をもとに対象者や発行方法等について見直しを行います。今後も介護をしている家族等の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

(10) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

要介護3以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、自宅で使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことで、清潔保持と生活環境の向上を図る事業です。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	121	109	66	125	135	145

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

介護をしている方の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

(11) 在宅高齢者短期保護事業

介護者の疾病等により、要介護者等が介護保険による短期入所生活介護サービス等の利用範囲を超えて特別養護老人ホーム等による保護が必要なとき、21日を限度として介護費用等を助成する事業です。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	0	0	0	2	2	2
延べ利用日数(日)	0	0	0			

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

緊急時に必要な事業として、事業の周知及び対象者の把握に努め、継続して実施していきます。

7 福祉意識の醸成

(1) 小中学校等における福祉体験学習

市社会福祉協議会が市内 29 の小中学校を福祉教育推進校として指定する等し、次代を担う児童・生徒が高齢者や要介護者、障がい者に対する理解が深められるよう、小・中・高校において福祉体験学習を実践しています。内容は、高齢者疑似体験、車いす、アイマスク、点字、手話、盲導犬、介護等の体験学習、福祉講話等です。

区 分	第7期 実績値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度
実施回数 (回)	46	61	18
参加人数 (人)	3,356	4,664	851

※ 令和2年度は9月末現在。

※ 参加人数には保護者も含む。

【今後の方針】

児童・生徒が高齢者や障がい者等について理解を深められるよう、学校等との調整を図りながら、継続して実施します。

(2) ボランティアスクール

市社会福祉協議会が、市内の小学校 5、6 年生が夏休みを利用して、高齢者や障がいがある方々とのふれあいを通して、福祉やボランティアについて関心と理解を深めることができるような学習機会を提供しています。

区 分	第7期 実績値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加人数 (人)	70	124	中止

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【今後の方針】

参加する児童が、福祉やボランティアについて、興味関心を持ち適切に学習できるよう継続して実施していきます。